

第12次防最終年における集中的取組実施要綱

徳島労働局

徳島労働局では、平成25年度より「徳島第12次労働災害防止推進計画」(以下「第12次防」という。)に基づき、事業場における労働災害防止対策の取組強化を図ってきたところであるが、死傷災害件数は平成27年、28年の2年連続で807人となり、12次防目標値より99人(14.0%)多い結果となった。

第12次防最終年となる平成29年の状況は7月末速報値において399人、対前年同期で34人増(9.3%増)となっており平成28年の災害発生件数を上回る事が危惧される。

働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならないことであり、いかなる社会情勢、経済情勢にあっても、労働災害は防止しなければならない。

誰もが安心して働くことができる作業環境を実現し、自主的労働災害防止対策の徹底を図り、もって局署はもとより関係機関等が一丸となって、第12次防最終年における取組を集中的に実施することで、第12次防に掲げる労働災害防止目標である708人より一人でも減少させることを目指し、「第12次防最終年における集中的取組」を実施することとする。

記

1 実施期間

12次防目標達成期間 平成29年9月1日から12月末日まで

集中パトロール週間 平成29年10月16日(月)～20日(金)

2 取組事項

(1) 徳島労働局

- ・集中パトロール週間期間中に建設工事関係者連絡会議合同安全パトロールを行う。
- ・各労働災害防止関係団体へ災害防止要請、自主的パトロールの実施要請を行う。
- ・事業者団体等に対する周知・啓発を行い、災害防止要請を行う。
- ・各種会合、説明会等を活用して集団指導及び周知を行う。
- ・災害発生状況及び目標達成に向けた取組の内容を広報し、注意喚起と災害防止への協力を呼びかける。
- ・徳島労働局ホームページによる周知を行う。
- ・広報資料等(リーフレット)の作成、配付を行う。

(2) 各労働基準監督署

- ・ 集中パトロール週間中に事業者への監督・個別指導を行う。
- ・ 管内の実情に応じた労働災害防止に向けた取組を行う。
- ・ 各労働災害防止団体への支援を行う。
- ・ 全ての監督・個別指導、パトロール等でリーフレット活用による周知を行う。

(3) 各労働災害防止関係団体

- ・ 自主的安全パトロールを行う。
- ・ 機関紙等による会員への周知・啓発を行う。
- ・ 啓発用資料の作成、配付を行う。
- ・ 会員事業場への支援を行う。
- ・ 各労働災害防止団体に応じた労働災害防止に向けた取組を行う。

(4) 事業者

- ・ 経営トップが「安全宣言」を行い、率先垂範して職場の「安全パトロール」を実施するなど、職場内の「安全衛生活動の総点検」を行う。
- ・ 安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図る。
- ・ 非定常作業における労働災害防止対策の徹底を図る。
- ・ 雇入れ時等の教育、危険業務従事者（再）教育等を行う。